

会派等名 【 新学生会 】

上半期分 ・ 下半期分

連番	規程種別	費目	確認日	確認事項	処理種別	金額の増減	備考
10	条例		10月20日	書類保存用コピーは公開用PDFデータを印刷することで対応する			
12	条例		10月20日	領収証等原本の会派への返却			
13	条例		10月20日	実績報告受理後にPDFデータの返却			
14	運用基準	調査研究費	10月20日	京丹後市旅費条例に準じて算定した結果、請求書の記載金額と比較し、実績が算定金額を下回る経費と認められる	説明確認	0 円 (※1)	
34	運用基準	研修費	10月20日	宿泊代の9,800円は旅費条例で定める範囲内の額であるが、飲食代が含まれているかどうかの判断ができないため領収証の再提出が必要。	資料追加	0 円	
(※1) 旅費(JR券)比較(単位:円) 旅行期日 平成28年7月20日から21日							
旅費条例の計算例(JR部分のみで日程に合致する行程)							
京都～東京@13,080円 東京～京都@26,160円 合計@26,160円 × 4名 = 104,640円							
支払実績額(請求明細記載額) @26,160円 × 4名 = 104,640円							
算定額 104,640円 = 実績額 104,640円							

訂正合計

2	箇所	訂正項目別内訳	0 円
1	箇所	【調査研究費】	0 円
1	箇所	【研修費】	0 円
0	箇所	【広報費】	0 円
0	箇所	【広聴費】	0 円
0	箇所	【要請・陳情費】	0 円